

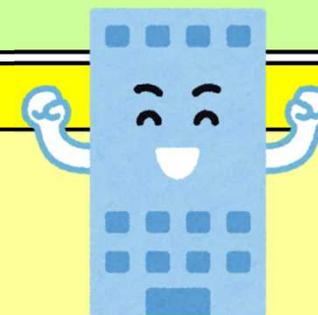
# 法定点検等の実施

## 支障がない状態の確認 (P 1 / 4)

### 支障がない状態の確認とは？

国家機関の建築物等は、その公共性より「官公庁施設の建設等に関する法律」(官公法)に適正に保全することが義務付けられています。

「支障がない状態の確認」は**建築物等の安全性、耐久性、機能性等に関して適正に保全されていることを施設保全責任者が確認するために、定期的に行う**ものです。(つまり、「支障がない状態」に保全されているか)



### ①実施に関する規定は？

具体的な規定については、官公法13条1項に基づく告示「**国家機関の建築物及びその附帯施設の保全に関する基準**」で建築物の各部等に応じ、それぞれ支障がない状態の具体的な内容が定められ、それらを確認するための具体的方法等の詳細については「**国家機関の建築物等の保全に関する基準の実施に係る要領**」及び、その「**運用について**」示されています。

1. 保全の実施に関する法令等	2. 点検の実施に関する法令等
維持保全等(8・10条)	建築基準法
報告・検査等(12条)	報告・検査等(12条)
保全・勧告等(11・13条)	官公法
点検(12条)	点検(12条)
<div style="border: 2px dashed red; padding: 5px;">                     告示：保全に関する基準                      通達：<u>保全に関する基準の実施にかかる要領</u>                      など                 </div>	政令：対象施設 省令：点検周期 告示：点検対象部位・方法等

# 法定点検等の実施

## 支障がない状態の確認 (P 2 / 4)



### ②対象、確認者の資格、周期、具体的な確認の内容は？

【対象】 **全ての国家機関の建築物及びその付帯施設**です。(但し、建基法上「仮設建築物」は除く。)

【資格】 施設保全責任者が支障の有無確認する行為のため、**資格等は不要**です。

【内容】 確認項目、方法、判定基準、周期は、**「国家機関の建築物等の保全に関する基準の実施に係る要領」の別表**で示されており、建築物等の各部位について、目視や打診、触診及び、聴診(異音)などの方法により周期1年以内毎(項目により3~6ヶ月や3年毎などのものもある。)に確認を行うこととなっています。(大地震等による外力がかかった場合も行う必要があります。)

別表		確認項目	確認方法	判定基準	確認周期
(イ) 確認項目		(ロ) 確認方法	(ハ) 判定基準	(ニ) 確認周期	※5 (ホ)災害後の 確認優先順位
敷地及び建物の各部	確認を要する状況			他法令等による	
他法令等に定めがある点検項目		他法令等に定める者による点検結果の確認	他法令等に定める判定基準を満足していないこと。	他法令等による	—
建築物の敷地及び地盤面	地盤の不陸、傾斜等	目視により確認	一目で分かるき裂、不陸、傾斜、陥没があること。	1年	Ⅰ次
	敷地内の排水	目視により確認	排水に不良があること。	1年	Ⅰ次
	植栽	目視により確認	植栽に一目で分かる枯れ、傾き、病害虫の発生があること。	1年	Ⅲ次
構造耐力上主要な部分	基礎	目視及び建具の開閉具合等により確認	変形又は腐食があること。	1年	Ⅰ次
建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第一号第三項に規定するものをいう。	木造	目視及び建具の開閉具合等により確認	腐朽、腐蝕、虫害等により、腐食若しくは虫害があること。 緊結金物にさびその他の腐食があること。 建具開閉に支障があること。	1年	Ⅰ次
	土台の外観及び沈下	目視及び建具の開閉具合等により確認	同上	1年	Ⅰ次
	壁の外観 柱の外観 小屋根の外観	必要に応じて双眼鏡等を使用し、目視により確認	同上	1年	Ⅰ次
	屋根造(補強コンクリート)の劣化を除		[木造] 柱、はりに傾斜を生じさせる木部の腐朽があること。 緊結金物にさびその他の腐食があること。 [組積造]	1年	Ⅰ次

例えば・・・

(イ) 確認項目		(ロ) 確認方法	(ハ) 判定基準	(ニ) 確認周期
敷地及び建物の各部	確認を要する状況			
建築物の敷地及び地盤面	地盤の不陸、傾斜等	目視により確認	一目で分かるき裂、不陸、傾斜、陥没があること。	1年

→敷地の地盤について、「目視」で、「一目で分かるき裂、不陸、傾斜、陥没がない(ある)こと」を確認します。

官公法・建基法の「点検」と同等項目も多くあります。  
(同時に行う事は可能ですが、周期等に注意が必要です。)

【参考】「国家機関の建築物等の保全に関する基準の実施に係る要領」  
<http://www.mlit.go.jp/common/000112166.pdf>



# 法定点検等の実施

## 支障がない状態の確認（P 4 / 4）



### 実施にあたっての留意点など

- ・「支障がない状態の確認」は、**基本的には施設保全責任者等が自ら確認する**ことが義務付けられていますが、自ら行う事が困難な場合は、外注により実施した報告書等を「確認」することも認められています。  
又、外注で官公法、建基法の点検と同時に行う事はできますが、周期の違うものに注意しましょう。
- ・施設保全責任者が**直接実施する場合も「確認用チェックシート」に必ず記録を残し**ましょう。  
（「国の機関の建築物の点検・確認ガイドライン」などの図書に詳しい解説があります。）
- ・建基法、官公法の点検や、その他の法定点検で**同等の内容を行った項目は、その記録により、「確認」に換えることができます**が、利用が認められるのは、前回確認以降に行われたもののみです。又、判定基準が違うものはそのまま採用できない場合もあります。



### 【関係する根拠法令等】

- ・ 保全の規定：官公法第13条第1項
- ・ 保全の基準：H17告示第551号（「国家機関の建築物及びその附帯施設の保全に関する基準」）
- ・ 実施の内容：関連通知「国家機関の建築物等の保全に関する基準の実施に係る要領」（H17/最終改正H22）  
関連通知「国家機関の建築物等の保全に関する基準の実施に係る要領の運用について」（H21/最終改正H22）



### 【保全実態調査（BIMMS-N）入力上の留意点など】

- ・ 用途、規模にかかわらず、全ての国家機関の建築物の点検対象は“ある”を選択して下さい。  
（敷地内に国家機関の建築物が無い場合、建基法上の“仮設建築物”のみの場合は除く。）